

相模川三川合流点地区利用調整協議会 規約

(名称)

第1条 本会は「相模川三川合流点地区利用調整協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、一級河川相模川、中津川、小鮎川の三川が合流する河川敷地(相模川三川合流点地区)における、都市及び地域の再生等のために利用する施設について、地域住民・民間の創意工夫等を最大限活かし、地域の活性化に資する空間として活用するため、施設の整備及び運営内容に対し、地域の合意を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会には会長、並びに副会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第4条 協議会の会議は、事業の企画立案、方針決定や報告案件がある場合、会長が招集する。

- 2 協議会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、その議題の内容に応じ、必要と認めるときは、協議会に属さない関係者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 協議会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(オブザーバー)

第5条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は厚木市とし、当該事務局の庶務は厚木市河川主管課で行う。

(その他)

第7条 この規約に定めのない事項については、会長が協議会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、令和4年10月26日から施行する。

(別表) 相模川三川合流点地区利用調整協議会 委員名簿

	団体名	役職
1	元町自治会	会長
2	大手南自治会	会長
3	東町自治会	会長
4	弁天自治会	会長
5	仲町北自治会	会長
6	厚木市観光協会	専務理事兼事務局長
7	厚木市商店会連合会	会長
8	厚木商工会議所青年部	会長
9	厚木市商工会議所女性会	副会長
10	厚木観光漁業協同組合	代表理事組合長
11	相模川第二漁業協同組合	代表理事組合長
12	厚木市食肉組合	理事長
13	厚木市子ども会育成連絡協議会	会長
14	厚木市産業振興部	部長
15	厚木市都市整備部	部長